

外務省の国際協力NGO との連携に関する施策

令和3年8月

外務省国際協力局民間援助連携室

NGO (Non –Governmental Organization) は開発協力の重要な担い手

開発協力大綱(平成27年2月閣議決定)における言及

●市民社会との連携

「開発現場の多様な考え方、ニーズをきめ細かに把握し、状況に応じて迅速に対応できる国内外のNGO／市民社会組織(CSO)、民間財団等との連携は、協力効果の向上及び当該国の公正で安定的な発展にとって重要である。このことを踏まえ、開発協力における参加・協働の強化を含め、NGO／CSOとの連携を戦略的に強化する。…」

NGOとの連携により目指すもの

① 幅広い国民の参加による国際協力の実現

→市民社会による国際協力の代表格であるNGOの活動を支援し、日本の「顔の見える協力」を推進する。

② 我が国ODAのより効果的・効率的な実施

→NGOの事業を支援するとともにNGOの知見を活用することで、政府間の二国間援助の届かない住民ニーズに寄り添う、より効果的・効率的なODAの実施を目指す。

課題

国民のNGOに対する認識が広まっておらず、欧米NGOに比較し、財政面・組織面で脆弱。

【データ】主なNGOの規模比較

(2018年度。年度の期間は団体規定による。)(出典:団体HP及び会計報告書)

※換算レート:1ドル=111.43円、1ユーロ=131.92円(それぞれ2018年平均値)

日本の主なNGO	財政規模	スタッフ数	欧米の主なNGO	財政規模	スタッフ数
ピースウィンズ・ジャパン	約47億円	約440人	ワールド・ビジョン・インターナショナル(本部:米)	約27億ドル(約3,008億円)	約39,500人
難民を助ける会	約23億円	約400人	セーブ・ザ・チルドレン・インターナショナル(本部:英)	約22億ドル(約2,451億円)	約25,000人
オイスカ	約9億円	約130人	国境なき医師団インターナショナル(本部:スイス)	約16億ユーロ(約2,110億円)	約67,000人

外務省のNGO連携・3本の柱

1. 資金面での協力

- **日本NGO連携無償(N連)**: 日本のNGOが開発途上国・地域で行う経済・社会開発事業に対する資金協力。
- **ジャパン・プラットフォーム(JPF)**: 日本のNGOの迅速・効果的な緊急人道支援活動を可能とするため、NGO、経済界、政府が協力する枠組み。外務省は無償資金協力予算から資金協力。
- **NGO事業補助金**: 事業の事前調査、事後のフォローアップ、国内でのネットワーク作り等を支援。

この他、日本のNGO等が企画した開発途上国・地域への技術協力活動を支援するため、JICAが**JICA草の根技術協力**を実施。

2. 能力向上プログラム(活動環境整備支援事業)

- **NGO相談員**: 国際協力やNGOに関するNGO団体や一般市民等からの照会や相談に対応。全国15団体に委嘱。
- **NGO研究会**: NGOが取り組むべき課題をテーマとしたワークショップ等を開催。
- **NGOスタディ・プログラム**: NGOの中堅職員が国内外NGO等で研修。
- **NGOインターン・プログラム**: NGOに若手人材育成を委託し、NGO活動に携わる人材の門戸の拡大を図る。

3. 対話

- **NGO・外務省定期協議会**: NGOと外務省との定期的、公式な意見交換の場(原則年7回開催)。
 - ・全体会議
 - ・ODA政策協議会
 - ・連携推進委員会

日本NGO連携無償資金協力(N連)

概要 日本のNGOが開発途上国・地域で実施する経済・社会開発事業に外務省が資金協力を行うもの。

支援対象 特定非営利活動法人(NPO法人)、公益法人、一般社団／財団法人

支援期間 原則1年以内(「国際協力における重点課題」該当案件(下記注)は最大3年)

- 支援内容**
- ① **開発協力事業**
現地で実施する学校建設、医療機材供与等草の根レベルに直接裨益する開発協力事業(限度額:原則5,000万円(下記注))。
 - ② **NGOパートナーシップ事業**
日本国内外の他のNGOと連携・協働して実施する開発協力事業(限度額:原則5,000万円(下記注))。
 - ③ **リサイクル物資輸送事業**
中古物品等(消防車、救急車、学校用机椅子等)を現地のNGO、地方公共団体等に贈与(限度額:1,000万円)。
 - ④ **災害等復旧・復興支援事業**
大規模な紛争や自然災害後の復旧／復興段階の人道支援活動(限度額:1億円)。
 - ⑤ **地雷関係事業**
地雷・不発弾除去に関する技術指導、犠牲者支援、地雷回避教育等(限度額:1億円)。
 - ⑥ **マイクロクレジット原資事業**
現地の貧困層の人々に少額・無担保の貸付を行う事業(限度額:2,000万円)。
 - ⑦ **平和構築事業**
主に紛争後の国・地域において行う、元兵士の社会復帰や和解、相互信頼醸成事業(限度額:原則5,000万円(下記注))。

注:「国際協力における重点課題」案件

次の「国際協力における重点課題」に該当する事業の場合には、1年を超える事業期間(最大3年)、1億円を超える供与限度額(1年あたり最大1億円)、一般管理費(最大15%)の計上が認められる。

- ・アジアにおける貧困削減に資する事業(社会経済基盤開発、保健・医療、教育を含む)
- ・小島嶼国における脆弱性の克服に対する支援
- ・アフリカにおける「質の高い成長」や「人間の安全保障」の推進に資する事業
- ・中東・北アフリカの生活向上・改革支援
- ・中南米における格差是正(保健、教育、人材育成)や防災・環境保全事業
- ・平和構築事業(特にフィリピン、ミャンマー、アフガニスタン、ケニア、南スーダン)
- ・地雷関係事業

実績 計73か国・1地域で182の団体による1,632件の事業を支援。供与総額約567億円(平成14～令和2年度)。令和2年度は、計34か国・1地域にて59団体による109件の事業に対し合計約58億円を供与。

日本NGO連携無償資金協力における一般管理費の引き上げ

「ODAに関する有識者懇談会」提言

- 外務省は、限られた予算の中で、ODAをこれまで以上に効率的かつ効果的に活用していく観点から、河野外務大臣(当時)の下で、平成30年7月から計4回にわたり、「ODAに関する有識者懇談会」を開催。
- NGOが実施するODA事業について、現行の5%の一般管理費比率では間接費として不十分であり、団体側の「持ち出し」による財務状況の悪化についての問題が指摘され、**15%を一つの目安として引き上げを検討すべきとの提言**がなされた。

日本NGO連携無償資金協力(N連)

- 日本の国際協力NGOが開発途上国・地域で実施する経済・社会開発事業に外務省が資金協力を行う制度。
- **令和元年度の実績額は約55億円で、NGO59団体により109件の事業を実施。**

※一般管理費:N連事業の実施に必要な間接費として認められている費用(事業に直接携わらない本部職員の人件費等)



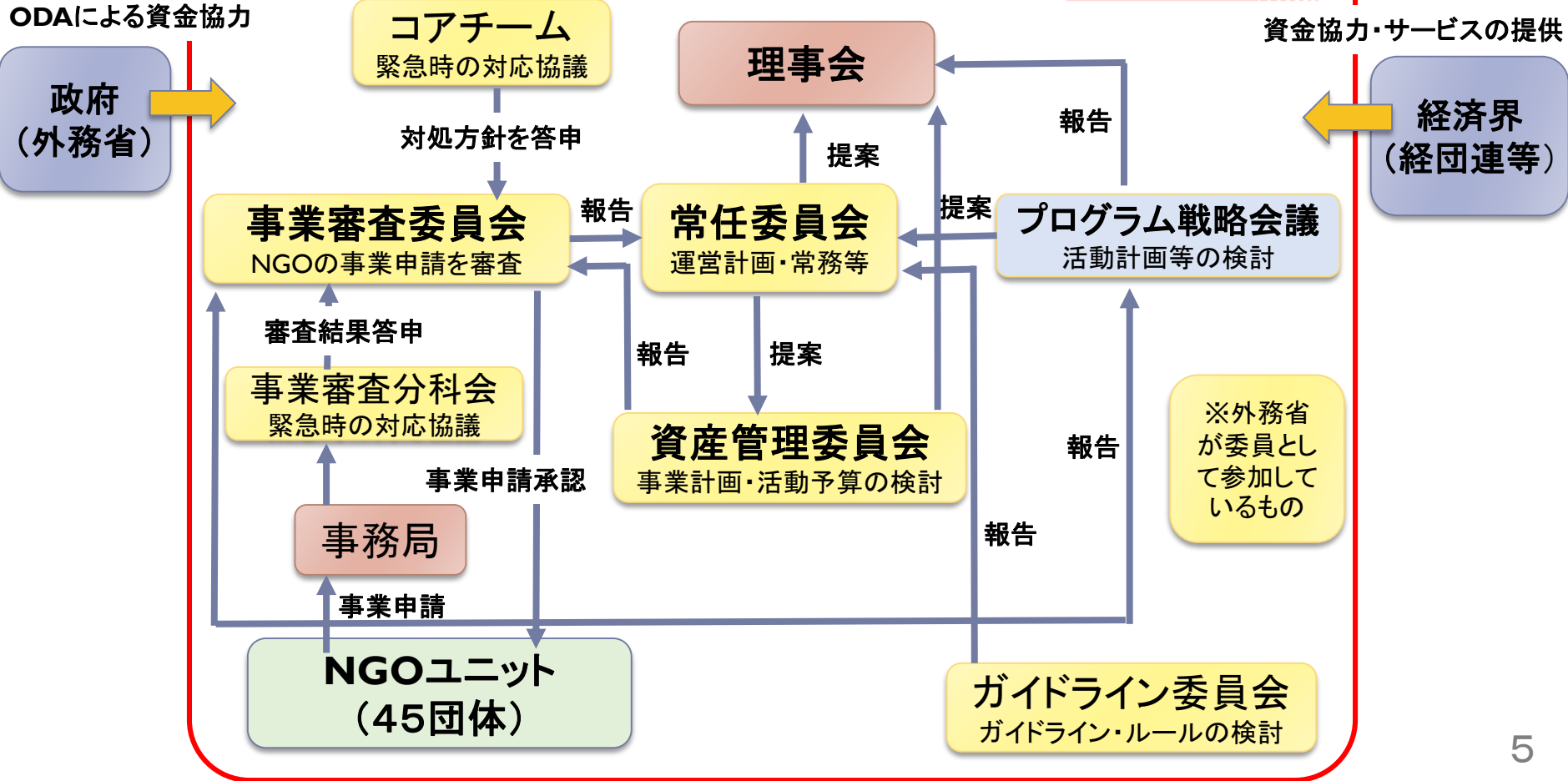
令和元年度からN連における一般管理費の割合をそれまでの5%から最大15%まで引き上げ
また、令和元年度補正予算からJPFにおける一般管理費の割合を同様に最大15%まで引き上げ。

引き上げの適用比率	事前の条件	事後の検証
10%	特段の条件なし	引き上げ後3年間の政府資金以外の収入が、引き上げ以前の3年間の平均より拡大しているか
15%	過去3年間の政府資金以外の収入が経常収益に占める比率の平均が50%以上であること	引き上げ後3年間の政府資金以外の収入が、一般管理費の増加分以上に拡大しているか

ジャパン・プラットフォーム (JPF)

- 日本のNGOが迅速・効果的な緊急人道支援活動を行うことを可能とするため、NGO、経済界、及び政府が協力する枠組み(平成12年8月設立)。資金源は政府資金(ODA)及び民間資金。
- 令和3年7月現在で45団体のNGO(公益財団法人またはNPO法人)が加盟。
- 政府資金(ODA)事業は、JPF(事業審査委員会)の承認に加え、政府の最終承認が必要。

JPF概念図



ジャパン・プラットフォーム(JPF)

実績: 令和2年度までに、53の国・地域を対象に144プログラム、1,738事業、助成総額604億円の支援を展開。JPFに対する政府資金供与総額約650億円。

令和2年度は、21団体による93件、合計約40億円の政府資金事業を実施。

最近の主な海外における人道支援

長期化しつつある人道支援

イラク・シリア人道危機対応支援

パレスチナ・ガザ人道危機対応支援

南スーダン難民緊急支援

イエメン人道危機対応支援

アフガニスタン人道危機対応支援

ミャンマー避難民人道支援

2020年度に新たに発生した紛争・災害に対する人道支援

新型コロナウイルス対策緊急支援

バイルート大規模爆発被災者支援

害虫被害緊急支援

ベトナム水害2020被災者支援

イラク北部・シリア北部緊急支援

シリア森林火災被災者支援

フィリピン・タール火山噴火災害被災者支援

サイクロン・エロイズ被災者支援

バングラデシュ・サイクロン・アンファン被災者支援

国際開発協力関係民間公益団体補助金（NGO事業補助金）

概要 日本のNGOが開発途上国で実施するプロジェクト調査事業及び国内外における国際協力関連事業について、総事業費の1/2及び200万円を限度に資金面から支援するもの。

支援対象 特定非営利活動法人（NPO法人）、公益法人、一般社団／財団法人

支援期間 1年以内（交付決定のあった年度内に終了する必要あり）

支援内容

- ①プロジェクト調査事業
NGO自らが実施主体となって行う開発協力事業の案件発掘・形成を目的とした企画・調査、及びNGO自らが実施した開発協力事業に関し現地で行う評価活動。
- ②国内における国際協力関連事業
NGOが日本国内において実施する開発協力支援事業、及びNGOの国際協力の拡大・深化に資する講習会、調査、セミナー、シンポジウム等の実施及び参加等。
- ③海外における国際協力関連事業
NGOが海外において実施又は参加する、NGOの国際協力活動の拡大・深化に資する講習会、調査、セミナー、シンポジウム等。

実績 計123の団体による454件の事業を支援。補助総額約10億円（平成14～令和2年度）。令和2年度は、7団体による7件、合計約600万円。

外務省のNGO活動環境整備支援事業

能力向上プログラム

NGO相談員

市民やNGO関係者による照会や相談の対応、国際協力に関する講演やワークショップ等の出張サービスの実施を通じ、国民のNGO活動についての理解の促進を図り、活動環境の整備やNGOの組織能力向上を図る。

平成11年度開始
令和3年度: 予算4,300万円

NGOスタディ・プログラム

NGOの中堅職員が国内外NGO等で研修し、その成果を団体やODAを含む国際協力に報告・還元することでNGOの能力強化を目指す。

平成19年度開始
令和3年度: 予算1,170万円

NGOインターン・プログラム

NGOに若手人材育成を委託し、NGO活動に携わる人材の育成を支援し、もってNGOによる国際協力の重層化やODAとの連携強化を目指す。

平成22年度開始
令和3年度: 予算2,200万円

NGOによるテーマ別能力向上プログラム (NGO研究会)

特定の開発分野、他セクターとの連携等、NGOが取り組むべき課題をテーマとして専門性や事業実施能力向上を目的とするワークショップ等をNGO自身が企画・運営。

平成13年度開始
令和3年度: 予算810万円

NGOの能力強化

組織力強化

事業実施能力向上

人材育成

NGOとの対話

対話

NGO・外務省定期協議会

ODAに関する情報提供やNGOとの連携における改善策などについて定期的に意見交換する場として平成8年設置。平成14年からは、全体会議(原則年1回開催)に加え2つの小委員会を設置。

●定期協議会への政務三役の関与

外務省政務レベルは可能な限り出席。

●定期協議会小委員会の設置

NGO・外務省定期協議会の下に、テーマ毎の小委員会を必要に応じて設置。

ODA政策協議会

ODA政策全般に関する意見交換。原則年3回開催(うち1回は原則地方開催)。主にアドボカシー系NGOが参加。NGO側事務局はODA政策協議会コーディネーターが務める。

連携推進委員会

外務省によるNGO支援／連携策に関する意見交換。原則年3回開催(うち1回は原則地方開催)。ネットワーク型及び開発事業型NGOが参加。NGO側事務局は国際協力NGOセンター(JANIC)。

在外公館での対話

「NGO・在外ODA協議会」

国内外における我が国NGOとの対話促進・連携強化を目的として平成14年度に開始。ODAの効果的・効率的実施に関して、オール・ジャパンとして取り組み、「顔の見える協力」を促進することを目的とした在外公館職員、援助機関(JICA)、NGOによる協議会。